

令和5年4月26日

## 会員各位

# 書類送付のご案内

東京税理士会日本橋支部  
事務局  
〒103-0013 中央区日本橋人形町 3-11-10  
ホック人形町ビル 2F  
Tel 03(3662)3979 Fax 03(3639)1727  
mail : t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、下記の書類をご送付させて頂きましたので、よろしくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

◆ 研修会開催のご案内

- ◆ 6/5 「～事業の承継・継続に必須～」

非公開会社における少数株主対策の実務」

◆ 日本橋税務署からのお知らせ 【業務センターへの郵送等に関するお願い】

以上

**連絡文書メール配信受付中です！  
連絡文書のメール受取りにご協力お願いします。**

- ◆ メールアドレス densihaihu@nihonbashi-tax.jp
- ◆ 件名 「連絡文書送付方法について」
- ◆ 本文 お名前、登録番号をご記入ください

— 日本橋支部は電子申告の推進をしています —

令和5年4月26日

会 員 各 位

東京税理士会日本橋支部  
支 部 長 竹 田 修  
研 修 部 長 塩 谷 満  
東京税理士協同組合共催

## 【第1回】第一ブロック合同研修会のご案内

東京税理士会第一ブロック合同研修会を下記の通り開催いたします。

なお今回は、第一ブロック合同及び新型コロナウイルス感染症対策のため、事前予約定員制で申込みに締切日がございます。何卒ご理解のうえお申し込みくださいますようお願い致します。

開催日時：令和5年6月5日（月）13時30分～16時00分  
\* 受付開始 13時00分

開催内容：「～事業の承継・継続に必須～  
非公開会社における少数株主対策の実務」

講 師：弁護士法人ピクト法律事務所 代表弁護士 永吉 啓一郎 氏

会 場：日本教育会館（一ツ橋ホール）  
千代田区一ツ橋2-6-2 日本教育会館3F  
TEL 03(3230)2831

\* 会場案内図が必要な方は、下記申込書の会場案内図の口欄にレを入れて下さい。折り返しFax（メール、郵送）いたします。

申込方法：① F a x 下記の参加申込書にご記入の上、このままお送り下さい。  
② Eメール 件名「6/5 研修会参加」、本文に登録番号、連絡先をご記入の上、お送り下さい。

Eメールアドレス [t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp](mailto:t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp)

\* お電話でも受付けております。  
TEL 03(3662)3979 支部事務局

定 員： 120名（先着順）

締 切： 5月19日（金）

『研修カード』をご持参下さい！

東京税理士会日本橋支部 行

研修参加申込書

6月5日（月）の研修会に参加いたします。

会場案内図希望します。

会員氏名	登録番号
連絡先 電話番号 ( )	Fax 番号 ( )

Fax 送付先（日本橋支部）

03-3639-1727

## 業務センターへの郵送等に関するお願い

東京国税局において、別紙「内部事務のセンター化の対象となる税務署一覧」のとおり、「内部事務のセンター化<sup>(※)</sup>」を実施していますので、次の事項について、御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、内部事務のセンター化は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。

- 内部事務のセンター化の対象となる税務署に、申告書、申請書等を提出する場合は、以下のとおり御対応いただきますようお願いいたします。
  - e-Tax（データ）により提出する場合は、従来どおり所轄税務署へ送信願います。
  - 書面により提出する場合は、業務センターへ郵送願います。  
税務署の窓口及び時間外収受箱へ提出することも可能ですが、その際は、所轄税務署に提出願います。
- 書面の申告書、申請書等を業務センターへ直接持ち込むことはできません。また、所轄税務署以外の窓口及び時間外収受箱へ提出することもできません。
- 業務センターでは、納税者や税理士の皆様に対し、内部事務を処理するために電話や文書によりお問合せをさせていただくことがございます。
- 電話による税務相談や申告書、申請書等の用紙の送付は、業務センターでは行っておりません。
- 納税証明書の交付、面接による相談、現金による国税の納付などの窓口対応は、従来どおり所轄税務署で行います。

(※) 「内部事務のセンター化」とは、事務の効率化等のため、複数の税務署の内部事務（申告書等の入力や審査、還付金の支払手続、申告内容についての照会文書の発送など）を、専担部署（業務センター）で集約処理する取組です。

## ○内部事務のセンター化の対象となる税務署一覧（令和5年3月現在、令和5年7月10日以降）

都道府県	内務事務のセンター化の対象署		業務センターの名称	書面で申告書等を提出する場合の郵送先住所
	令和5年3月現在	令和5年7月10日以降		
東京都	小石川、本郷、東京上野 浅草、本所、向島	小石川、本郷、東京上野 浅草、本所、向島	東京国税局業務センター	〒110-8655 台東区池之端1丁目2番22号 上野合同庁舎 東京国税局業務センター
	-	<u>麹町</u> 、 <u>神田</u> 、 <u>日本橋</u> <u>京橋</u> 、 <u>杉並</u> 、 <u>荻窪</u>	<u>東京国税局業務センター</u> <u>大手町分室</u>	<u>令和5年7月10日から開設するセンターです。</u> <u>郵送先住所等の詳細については、令和5年7月3日以降、国税庁</u> <u>ホームページにおいてご確認ください。</u>
	渋谷	渋谷	東京国税局業務センター 渋谷分室	〒150-8060 渋谷区宇田川町1番10号 渋谷地方合同庁舎 東京国税局業務センター渋谷分室
	芝	芝	東京国税局業務センター 芝分室	〒108-8412 港区芝5丁目8番1号 東京国税局業務センター芝分室
	-	<u>足立</u> 、 <u>西新井</u> 、 <u>葛飾</u>	<u>東京国税局業務センター</u> <u>葛飾分室</u>	<u>令和5年7月10日から開設するセンターです。</u> <u>郵送先住所等の詳細については、令和5年7月3日以降、国税庁</u> <u>ホームページにおいてご確認ください。</u>
	武蔵府中、日野	武蔵府中、日野	東京国税局業務センター 武蔵府中分室	〒183-8510 府中市本町4丁目2番地 東京国税局業務センター武蔵府中分室
	江東西、江東東	江東西、江東東	東京国税局業務センター 江東東分室	〒136-8506 江東区亀戸2丁目17番8号 東京国税局業務センター江東東分室
山梨県	甲府、山梨、大月、鯉沢	甲府、山梨、大月、鯉沢	東京国税局業務センター 甲府分室	〒400-8541 甲府市丸の内1丁目1番18号 甲府合同庁舎 東京国税局業務センター甲府分室
神奈川県	横浜中、保土ヶ谷、横浜南	<u>鶴見</u> 、横浜中、保土ヶ谷、横浜南	東京国税局業務センター 横浜南分室	〒236-8551 横浜市金沢区並木3丁目2番9号 東京国税局業務センター横浜南分室
	-	<u>川崎南</u> 、 <u>川崎北</u>	<u>東京国税局業務センター</u> <u>川崎南分室</u>	<u>令和5年7月10日から開設するセンターです。</u> <u>郵送先住所等の詳細については、令和5年7月3日以降、国税庁</u> <u>ホームページにおいてご確認ください。</u>
	-	<u>平塚</u> 、 <u>藤沢</u>	<u>東京国税局業務センター</u> <u>平塚分室</u>	<u>令和5年7月10日から開設するセンターです。</u> <u>郵送先住所等の詳細については、令和5年7月3日以降、国税庁</u> <u>ホームページにおいてご確認ください。</u>
千葉県	千葉東、千葉西、東金	千葉東、 <u>千葉南</u> 、千葉西、 <u>市川</u> <u>船橋</u> 、 <u>茂原</u> 、東金	東京国税局業務センター 千葉西分室	〒262-8507 千葉市花見川区武石町1丁目520番地 東京国税局業務センター千葉西分室

(注) 下線太字は、令和5年7月より、新たに業務センターの対象となる税務署、新規に設置される業務センターを示す。